

公立学校施設整備事業における 地方政府の自律的行動の制度分析

青 木 栄 一

Autonomy of Local Governments in the Policy
for School Constitution from Institutional Point of View

Eiichi AOKI

I. 課題設定

本稿は公立学校施設整備事業（以下、施設事業）を分析対象として、地方政府の自律的行動の余地が存在することを制度に即して明らかにすることを目的とする。従来多くの通説的教育行政研究では、地方政府に対する文部科学省（旧文部省）の指導（的立場）を重視しており、地方政府の自律的行動の余地については想定してこなかったとあってよい。すなわち文部科学省の立案した政策を地方政府が過怠なく実施するという構図が共有されてきたと指摘できる。

しかしながら、地方政府の自律的行動について、それが実態レベルで観察できないという把握と、制度レベルで観察できないという認識とでは、理論的には相違点があるといえる。たとえば荻原は制度レベルと実態レベルを区分することで、教育行政が制度レベルでは分権的であるにもかかわらず、実態レベルでは集権的様相を現出させているというモチーフを構築して、主として過程分析からそのメカニズムや要因を明らかにしている（荻原1996）。しかしながら、そこでは制度レベルの分権的性質が前提とされ、その点についての積極的な分析がなされているとはいえない。

これに対して本稿は、制度レベルでの分権的性格を自明視せず、制度に着目した場合に地方政府の自律的行動の余地が存在することを個別政策領域において実証しようとするものである。

なお、本稿で用いる〈地方政府の自律性〉という概念は、地方政府があらゆる政策を自らの意思によって

立案、実施できるというような完全な自律性を意味しない。本稿では施設事業を対象とするが、施設事業では中央政府から国庫負担金が実施主体である地方政府へ支出される。中央政府の所管する負担事業の基準を地方政府は遵守する必要があるため、その意味では完全な自律性を地方政府は有しているとは見なせない。ただし、後述するように負担金は地方政府の実施した事業のうち中央政府が定めた最低基準に合致した部分についてのみ支出される。換言すれば、地方政府は中央政府の補助基準を遵守したうえで、補助基準に「上積み」した事業実施が制度上許容されているのである。つまり、本稿が意図する制度レベルでの地方政府の自律性とは、補助基準を超えた事業が実施可能な制度規定を意味する。これは地方政府が補助基準を最低基準としながら、自らの構想や計画を実現するために、補助基準を超えた事業実施を行う場合があることを前提としている。もっとも、本稿は補助基準を下回る事業や補助基準通りの事業においては自律性が観察できないことを主張するものではない。あくまで先述した前提のもとで補助基準を超えた事業において限定された自律的行動が観察されうることを主張する。もちろん補助基準以下の事業実施であっても、何らかの意味で自律的行動が観察される可能性は否定できないが、本稿ではその点は分析対象から外される。

ところで、本稿の意図する分析には二つの論証作業が必要とされる。

第1に、施設事業における各アクターとそれぞれの権限関係を制度に即して明らかにする作業である。法

令等の文言から、施設事業の当事者である地方政府等のアクターを抽出して、各アクターの権限関係を整理する。この作業はいわば基礎的作業と位置づけられる。

第2に、前述の基礎的作業に基づいて、補助基準を超えた事業実施が制度レベルにおいて可能であることを論証する。

なお、本稿において扱う制度とは、ある政策に関する法令、通達・通知等（とその規定内容）のことを指す。そして、この制度に基づいて実際に事業を展開することを実態レベル（＝実施）と観念する。また、本稿は義務教育諸学校施設費国庫負担制度を分析の対象とし、国庫補助制度については考察の対象外とする。これは、国庫補助制度が国庫負担制度を参照して制定されているからであり、国庫負担制度に関する考察が国庫補助制度についても原則として当てはまるという前提をおいているからである。

施設事業に関する制度は都道府県が高等学校を整備し、市町村が義務教育学校を整備するのが基本的構成となっているが、本稿では市町村の義務教育学校の整備事業、とくに校舎の新增築事業に焦点を当てる。

II. 公立学校施設整備事業におけるアクターと権限関係

本節では、法令等の制度にもとづいて施設事業にかんするアクターを抽出し、各アクターの権限関係を整理する。

学校の設置者がその経費を負担するという設置者負担主義が学校教育法に規定されている。しかしながら、戦後の学制改革において市町村が新制中学を設置することとされ、その重い負担のために市町村で混乱が頻発し、政治問題となった（佐藤 1951、佐藤 1952、文部省管理局 1950、文部省管理局 1951）。そこで設置者負担主義の例外規定として国から市町村へ国庫補助負担金が交付される法制度が制定された。これが義務教育諸学校施設費国庫負担法（以下、負担法）である（市川・林 1972）。

A. 市町村

市町村が施設事業の実施主体となり、その経費を負担することは学校教育法第2条、第5条に規定されている。そして負担法施行令第1条第2項では、市町村

（法文では地方公共団体）の長が校舎等の新增築事業を国庫負担事業として実施する場合には文部科学大臣の認定をうけるべきこと、第1条の2ではそのために認定申請書を提出すべきことが定められている。

つまり、一般には市町村が義務教育学校の設置者となり、その建設事業を負担するが、その一部について国庫負担金の交付をうけるために市町村長が文部科学大臣に事業の認定を申請するという構成となっている。

学校教育法

第2条

学校は、国、地方公共団体および私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

第5条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第1条

2 法に基づく国庫負担金の交付を受けようとする地方公共団体の長は、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする法第3条第1項各号に規定する新築、増築又は改築について、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第1条の2

地方公共団体の長は、前条第2項の認定を受けようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、認定申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

B. 文部科学省

国庫負担法では公立の義務教育施設を整備する市町村等に対して国が負担金を支出することが規定されている。

義務教育諸学校施設費国庫負担法

第1条

この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

施設事業に関する文部科学省の権限は文部科学省設置法等において以下のように規定されている。

文部科学省設置法では以下のように文部科学省としての所掌事務が規定されている。第4条のうち36号から38号までに施設事業に関する規定がある。

文部科学省設置法（抄）

第4条

文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 36 公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 37 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。
- 38 学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。

つぎに文部科学省組織令では局課レベルの所掌事務が規定されている。

組織令第3条では大臣官房のうち文教施設部の所掌事務が規定されている。これらの規定では文教施設部では、主として施設事業の基本的事務、技術的な指導助言を行うことが定められている。組織令第22条では文教施設部施設企画課の所掌事務が規定されている。

文部科学省組織令

第3条

大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 28 文教施設の整備に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 29 公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること（文化庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 31 学校施設及び学校用家具の基準の設定に関すること。
- 2 文教施設部は、前項第28号から第39号までに掲げる事務をつかさどる。

第22条

施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 文教施設部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 2 文教施設の整備に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 3 公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること（文化庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 5 学校施設及び学校用家具の基準の設定に関すること。

組織令第5条では初等中等教育局の所掌事務が規定

されている。第19号には公立学校施設整備のための補助に関する事務規定がある。同様に組織令第42条では施設助成課が公立学校施設整備のための補助に関する事務規定がおかれている。

第5条

初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 18 公立の学校施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 19 公立の学校施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）のための援助及び補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

第42条

施設助成課は、次に掲げる事務（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 1 公立の学校施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 2 公立の学校施設の整備（災害復旧に係るものを除く。）のための援助及び補助に関すること。

組織令第10条にはスポーツ・青少年局が所掌事務が規定されており、公立学校施設のうち、学校体育施設、学校給食施設に関する事務を所掌する旨定められている。

第10条

スポーツ・青少年局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 4 公立及び私立のスポーツ施設及び青少年教育施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 5 公立のスポーツ施設及び青少年教育施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。

第79条

企画・体育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 6 公立及び私立のスポーツ施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 7 公立のスポーツ施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。

第82条

学校健康教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 2 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること。

以上、組織法令から文部科学省の所掌事務を検討したが、そこからは文教施設部が主として専門的・技術的な事務を所掌し、初等中等教育局施設助成課が補助事業を所掌することが規定されていることが指摘できる。このほか、スポーツ・青少年局の企画・体育課、学校健康教育課については学校体育施設、学校給食施設について特化して事務を行うことが指摘できる。

つまり、文部科学省の施設事業に関する所掌事務は広範囲であるが、市町村の実施する国庫負担事業に関しては、文部科学省は負担金の交付主体であり、事務処理上は市町村からの申請書について認可する主体となっている。

C. 都道府県教育委員会

これまで検討したように、本来負担事業においては、実施主体となる市町村と交付主体である文部科学省が主たるアクターとなる。ところが、実際には都道府県教育委員会が両者の中間に位置することとなる。

負担法施行令第1条の2第2項には、市町村長から文部科学大臣への認定申請書の提出については、都道府県教育委員会を経由して行うことが定められている。そして、この都道府県教育委員会の事務が第一号法定受託事務であることが明記されている。

つまり、都道府県教育委員会は、市町村の実施する施設事業の直接の当事者ではないものの、市町村が文部科学大臣に提出する負担事業認定申請書の審査等を行う点で、関係を持つこととされる。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（再掲）

第1条

2 法に基づく国庫負担金の交付を受けようとする地方公共団体の長は、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする法第3条第1項各号に規定する新築、増築又は改築について、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第1条の2

地方公共団体の長は、前条第2項の認定を受けようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、認定申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による認定申請書の提出は、市町村長にあつては、都道府県の教育委員会を経由して行うものとする。この場合において、都道府県の教育委員会は、当該認定申請書を審査し、及び必要な意見を付するものとする。

3 前項（同項後段の必要な意見を付する部分を除く。）

の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

なお、都道府県のこの第1号法定受託事務は、いわゆる補助金適正化法が根拠法となっている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

第26条

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項等第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

第17条

各省各庁の長は、法第26条第2項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

以上のように、市町村の実施する施設事業については文部科学省、都道府県教育委員会、市町村（長）が主要なアクターであると指摘できる。そしてそれぞれの事務として以下のことが指摘できる。第1に、文部科学省は国庫補助負担金の交付主体として、市町村長の申請を認定する。第2に、都道府県教育委員会は市町村長の申請を文部科学省に経由する。第3に、市町村は施設事業の実施主体となり、国庫補助負担金の交付について都道府県教育委員会を通じて文部科学大臣に申請する。

Ⅲ. 制度レベルにおける自律的行動の可能性

本節では市町村が実施する負担金事業に着目し、文部科学省の定めた補助基準にもとづいて補助事業費の一定割合について負担金が交付されることを確認する。この作業から、市町村が文部科学省の補助基準面積を超えた事業実施が制限されていないことを指摘

し、そのことから本稿が定義した限定的な地方政府の自律的行動の余地が制度レベルでは存在することを明らかにする。

まず、負担法第3条には市町村の実施する施設事業の「経費の一部」を「国が負担」することが定められている。なお事業の種別によって負担割合は異なり、本稿が対象とする校舎の新増築事業では補助率は原則として2分の1である。

第3条

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 1 公立の小学校及び中学校（第2号の2に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費

2分の1

- 4 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費

2分の1

負担法第4条には「経費」の定義として工事費（本工事費、附帯工事費、買収費）と事務費があげられている。

第4条

前条第1項各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

負担法第5条では、校舎と屋内運動場の新增築事業に関する工事費の算定方法が以下のように定められている。まず文部科学省が定める必要面積が各事業について算出され、そこから市町村が既に保有している施設面積（保有面積）を差し引いたものが補助対象となる面積となる。そしてこの面積に一平方メートル当たりの補助単価を乗じたものが工事費となる。

第5条

第3条第1項第1号及び第2号に規定する校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行なう年度の5月1日（カッコ内略：引用者）における当該学校の学級数に必ず必要な面積から新築又は増築を行なう年度の5月1日における保有面積を控除して得た面積を、1平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

負担法第6条には「必要面積」の算定方法が定められており、具体的な必要面積は学級数に応じて学校種別毎、校舎屋内運動場それぞれについて政令に委任されている。

この委任をうけて負担法施行令第7条に学校の種類、学級数、面積の計算方法が定められている。なおこの必要面積は負担法第6条にあるとおり、「教育を行うのに必要な最低限度の面積」という位置づけがなされている。本稿の問題関心からはこの点に着目したい。また、以上の条文から負担金額の算定については以下のようにまとめられる。

$$\begin{aligned} & \text{文部科学省の定めた必要面積} - \text{市町村の保有面積} \\ & = \text{補助対象面積} \\ & \text{補助対象面積} \times \text{補助単価} = \text{工事費} \\ & \text{工事費} + \text{事務費} = \text{経費} \\ & \text{負担金} = \text{経費} \times \text{補助率} \end{aligned}$$

第6条

（前略：引用者）工事費を算定する場合の学級数に必ず必要な面積は、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の学級数に準じ、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校又は聾学校ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める。（後略：引用者）。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第7条

法第6条第1項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校等（法第3条第1項第2号の2に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

- 1 特殊学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に準じ、次の表に掲げる算式

により計算した面積（カッコ内略：引用者）

学校の種類：学級数：面積の計算方法

小学校

1学級及び2学級

769 平方メートル

+ 279 平方メートル×（学級数－1）

3学級から5学級まで

1,326 平方メートル

+ 381 平方メートル×（学級数－3）

6学級から11学級まで

2,468 平方メートル

+ 236 平方メートル×（学級数－6）

12学級から17学級で

3,881 平方メートル

+ 187 平方メートル×（学級数－12）

18学級以上

5,000 平方メートル

+ 173 平方メートル×（学級数－18）

このような必要面積の位置づけについては、大蔵省で文部省予算の担当官であった相沢氏の教育財政の解説書においても、以下のように言及されている。

学校の施設の建築について国の負担ないし補助（カッコ内引用者略）が行われる場合、その建築費（本工事費、附帯工事費および事務費）の全部が国の補助対象となるわけではない。国の補助には、一定の限度がある。すなわち、地方公共団体が必要とする建築費のすべてを国の補助の対象とし、これに補助率を乗じたものを補助するのではなくて、国家的見地から見て一定の教育的最低必要水準という線をひき、これに満たないものについてのみ補助をするという建前をとるのである。

（相沢1960：538-539）

負担法第7条には、補助単価の定め方が規定されている。

第7条

第5条、第5条の2又は第5条の3の規定により工事費を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

この補助単価についても無制限に補助対象とするものではない。先述の相沢氏の解説書には以下のように

説明されている。

この補助単価というのは、過去における学校建築費の実績単価に徴し、また、建築を行う年度の資材費、労務費その他の経費推移を勘案して、毎年度の予算において決定をしているのである。したがって、この単価は、もちろん現実にその金額ではとても校舎が建たないというようなものであつてはならないのであるが、国が負担する限度はここまでという意味において、大体教育が支障なく行われる最低の限度という考え方でいるわけである。

（相沢1960：543）

つまり、補助負担金の算定に用いられる必要面積、補助単価の性格は必要最低限度の教育活動を支えることを意味する。よって、法制度の規定の段階で市町村が補助基準以上の事業実施を行うことを許容しているといえる。換言すれば、市町村に対して補助基準を超えた事業実施を制限しているものではないことが指摘できる。

この他、負担法第9条には事務費の算定方法が規定されている。

第9条

第3条第1項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、第5条から前条までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。（参考：施行令第10条 法第9条の政令で定める割合は、100分の1とする。）

IV. 考察と今後の課題

以上、施設事業におけるアクターの抽出、各アクターの権限関係が整理され（第Ⅱ節）、国庫負担事業における市町村の＜自律的行動＞の余地が制度上確認された（第Ⅲ節）。

あくまで本稿の枠組みに沿った限定的なものではあるが、制度レベルでは市町村の＜自律的行動＞が許容されていることが明らかとなった。つまり、仮に実態レベルで文部省の基準通りにしか施設事業が実施されていないとしても、その要因は制度自体の規定には求められないことを意味する。その場合、文部科学省、県教委、市町村による制度の運用、特に文部科学省や

県教委の市町村に対する指導、あるいは地方政府を取り巻く社会経済事情がその要因として想定できる。

そして将来的には制度レベルの知見と実態レベルの分析を整合的なものとするのが中心的課題である。

<参考文献>

- 相沢英之 1960『教育費』大蔵財務協会
 市川昭午・林健久 1972『教育財政』東京大学出版会
 小川正人 2002「戦後教育行財政制度の構造・特質と教育政策過程に関する研究(Ⅱ)－教育行政研究における教育政策過程研究レビューと課題設定－」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第21号
 荻原克男 1996『戦後日本の教育行政構造』勁草書房
 佐藤薫 1951『6・3制』教育弘報社
 佐藤薫 1952『続6・3制』教育弘報社
 文部省管理局 1950『六・三制教育の礎』大蔵省印刷庁
 文部省管理局 1951『再び危機に直面する六・三制学校整備』

<注記>

本稿は共同研究の成果発表の一部として執筆された。そのため問題関心や先行研究に対する視点は共同研究の参加者と共通している。これらの点については本号に掲載されている小川正人 2002 を参考のこと。

<付記>

本稿は平成13年度日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

<資料>

義務教育諸学校施設費国庫負担法

昭和33・4・25・法律 81号
 改正平成5 法律 8号
 改正平成10・6・12・法律 101号――
 改正平成11・7・16・法律 87号――
 改正平成11・12・22・法律 160号――

(目的)

第1条

この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

《改正》平10法101

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)に規定する学級編成の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第5条第1項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうとき、及び同条第2項の規定により、同項第1号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。

《改正》平11法160

(国の負担)

第3条

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

1 公立の小学校及び中学校(第2号の2に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。)における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費

2分の1

2 公立の小学校及び中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費

2分の1

2-2 公立の中学校で学校教育法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程(以下「中等教育学校等」という。)の建物の新築又は増築に要する経費

2分の1

3 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費

2分の1

- 4 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため
統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合
したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の
新築又は増築に要する経費

2分の1

- 5 公立の義務教育諸学校の建物で構造上危険な状態
にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法に
よる取得を含む。以下同じ。）に要する経費

3分の1

《改正》平10法101

- 2 前項第1号の教室の不足の範囲、同項第4号の適正な
規模の条件及び同項第5号の構造上危険な状態にある建物
の範囲の決定に関し必要な危険度の判定基準その他の事項
は、政令で定める。

（経費の種目）

第4条

前条第1項各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯
工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあ
つては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに
事務費とする。

（小学校及び中学校の建物の工事費の算定方法）

第5条

第3条第1項第1号及び第2号に規定する校舎及び屋内運
動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場の
それぞれについて、新築又は増築を行なう年度の5月1日（児
童又は生徒の数の増加をもたらす原因となる集団的な住宅の
建設その他の政令で定める事情があるため、その翌日以降新
築又は増築を行なう年度の4月1日から起算して3年を経過
した日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎又は屋内運
動場の不足を生ずるおそれがある場合には、文部科学大臣の
定めるその3年を経過した日以前の日）における当該学校の
学級数に必ず必要面積から新築又は増築を行なう年度の5
月1日における保有面積を控除して得た面積を、1平方メー
トル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

《改正》平11法160

- 2 第3条第1項第4号に規定する校舎及び屋内運動場の
新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれ
ぞれについて、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に
掲げる日における当該学校の学級数に必ず必要面積から、
第1号に掲げる場合にあつては、新築又は増築を行な
う年度の5月1日に現に存する施設で同号に掲げる日にお
いて当該学校の保有する校舎又は屋内運動場となる予定の
もの（当該5月1日後に当該学校の設置者が買収するもの
を除く。）の面積を、第2号に掲げる場合にあつては、同
号に掲げる日における保有面積を控除して得た面積を、1
平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものと

する。

- 1 学校の統合前に新築又は増築（政令で定めるもの
に限る。）を行なう場合

統合予定日の属する年度の5月1日（5月2日以
降翌年の3月31日までの間に統合する予定の場合
には、文部科学大臣の定める日）

- 2 学校の統合後に新築又は増築を行なう場合

新築又は増築を行なう年度の5月1日（統合が5
月2日以降翌年の3月31日までの間に行なわれた場
合には、その統合が行なわれた日の属する年度に限り
文部科学大臣の定める日）

《改正》平11法160

- 3 第3条第1項第5号に規定する建物のうち小学校及び
中学校の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費は、校舎
又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のう
ちいずれか少ない面積から第2号に掲げる面積のうち危険
でない部分の面積を控除して得た面積を、1平方メートル
当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

- 1 改築を行なう年度の5月1日における当該学校の
学級数に必ず必要面積

- 2 改築を行なう年度の5月1日における保有面積

- 4 第3条第1項第5号に規定する建物のうち小学校及び
中学校の寄宿舎の改築に係る工事費は、次に掲げる面積の
うちいずれか少ない面積から第2号に掲げる面積のうち危
険でない部分の面積を控除して得た面積を、1平方メー
トル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

- 1 児童又は生徒1人当たりの基準面積に改築を行な
う年度の5月1日における当該学校の児童又は生徒
のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒
の数を乗じて得た面積

- 2 改築を行なう年度の5月1日における保有面積

（中等教育学校等の建物の工事費の算定方法）

第5条の2

第3条第1項第2号の2に規定する建物のうち校舎及び屋
内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運
動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の5月1日
（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中
等教育学校等において設置年度又は第1学年の学級数を増加
する年度（以下この条において「設置等年度」という。）の前々
年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行
う場合には、文部科学大臣の定める日）における当該中
等教育学校等の学級数に必ず必要面積から新築又は増築を行
う年度の5月1日における保有面積を控除して得た面積を、1
平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとす
る。

《追加》平10法101

《改正》平11法160

2 第3条第1項第2号の2に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の5月1日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置等年度の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部科学大臣の定める日）において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乗じて得た面積から新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積を控除して得た面積を、1平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

《追加》平10法101

《改正》平11法160

3 前条第3項の規定は中等教育学校等の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第4項の規定は中等教育学校等の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同項第1号中「おける当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「おいて当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒」と読み替えるものとする。

《追加》平10法101

（盲学校及び聾学校の建物の工事費の算定方法）

第5条の3

第3条第1項第3号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行なう年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、1平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第3条第1項第3号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒1人当たりの基準面積に新築又は増築を行なう年度の5月1日において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、1平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 第5条第3項の規定は盲学校及び聾学校の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第4項の規定はこれらの学校の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同項第1号中「おける当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「おいて当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒」と読み替えるものとする。

《改正》平10法101

（学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒1人当たりの基準面積）

第6条

第5条第1項から第3項まで（第5条の2第3項又は前条第3項において第5条第3項の規定を準用する場合を含む。）、第5条の2第1項又は前条第1項の規定により工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積は、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の学級数に応じ、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校又は聾学校ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に応ずる必要面積については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

《改正》平10法101

2 第5条第4項（第5条の2第3項又は前条第3項において準用する場合を含む。）、第5条の2第2項又は前条第2項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒1人当たりの基準面積は、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校又は聾学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒1人当たりの面積に、政令で定めるところにより、小学校、中学校若しくは中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数、盲学校若しくは聾学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

《改正》平10法101

（1平方メートル当たりの建築単価）

第7条

第5条、第5条の2又は第5条の3の規定により工事費を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

《改正》平10法101

《改正》平11法160

（工事費の算定方法の特例）

第8条

第5条第1項若しくは第2項、第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有面積のうち教室に使用することができる部分が極めて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく新築又は増築後の校舎又は屋

内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の学級数に応ずる必要面積に政令で定める面積を加えた面積を学級数に応ずる必要面積とみなして、工事費を算定するものとする。

《改正》平10法101

2 第5条第3項（第5条の2第3項又は第5条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により工事費を算定する場合において、第5条第3項第2号に掲げる面積が同項第1号に掲げる面積を超えるときで、かつ、校舎の危険でない部分の面積のうち教室に使用することのできる部分が極めて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、同号に掲げる面積に、政令で定める面積を加えた面積を、同号に掲げる面積とみなして、工事費を算定するものとする。

《改正》平10法101

3 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、第5条、第5条の2又は第5条の3の規定により工事費を算定する場合の保有面積又は1平方メートル当たりの建築の単価に乗ずべき面積について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

《改正》平10法101

（事務費の算定方法）

第9条

第3条第1項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、第5条から前条までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（都道府県への事務費の交付）

第10条

国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が第3条第1項の負担の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

《改正》平11法087

（本校及び分校）

第11条

この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれの学校とみなす。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

【目次】

昭和33・6・27・政令189号

改正平成8・5・11・政令144号

改正平成9・4・1・政令151号――

改正平成10・4・9・政令152号――

改正平成10・10・30・政令351号――

改正平成11・8・18・政令256号――

改正平成12・2・16・政令42号――

改正平成12・6・7・政令308号――

改正平成13・6・22・政令212号――

（法第3条第1項の政令で定める限度）

第1条

義務教育諸学校施設費国庫負担法（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める限度は、毎会計年度同項各号ごとに、法第7条に規定する1平方メートル当たりの建築単価に建物の構造の種類別に文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積を乗じて得た金額の合計額に、100分の101及び法第3条第1項各号に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

2 法に基づく国庫負担金の交付を受けようとする地方公共団体の長は、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする法第3条第1項各号に規定する新築、増築又は改築について、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認定をする場合には、当該認定に係る国庫負担金の額の合計額が第1項に規定する金額をこえない範囲内でしなければならない。

（認定の申請）

第1条の2

地方公共団体の長は、前条第2項の認定を受けようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、認定申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による認定申請書の提出は、市町村長にあつては、都道府県の教育委員会を経由して行うものとする。この場合において、都道府県の教育委員会は、当該認定申請書を審査し、及び必要な意見を付するものとする。

3 前項（同項後段の必要な意見を付する部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（教室の不足の範囲）

第2条

法第3条第1項第1号の教室の不足の範囲は、当該学校の保有する教室について、普通教室の数若しくは総面積、次の表に掲げる特別教室の種類ごとの数の合計数若しくはこれらの特別教室の総面積又は多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と

認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下この項及び第7条第1項において同じ。)の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室(専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。同項第1号において同じ。)の総面積が学級数(法第2条第3項の学級数をいう。以下同じ。)に応じ文部科学大臣が定める基準に達しない場合とする。

学校の種類：特別教室の種類

小学校

理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピューター教室、図書室、特別活動室、教育相談室

中学校

理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

- 2 前項の場合において、面積が著しく小さい教室その他文部科学大臣が定める特別の理由があるため児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不相当と認められる教室については、当該学校の普通教室又は特別教室の数に算入しないことができる。

(適正な学校規模の条件)

第3条

法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(構造上危険な状態にある建物の範囲等)

第4条

法第3条第2項に規定する危険度の判定基準は、構造耐力、保存度及び外力条件を基礎として、文部科学省令で定めるところにより測定する耐力度による。

- 2 法第3条第1項第5号の構造上危険な状態にある建物は、前項の規定による判定基準により測定した耐力度が文部科学大臣が財務大臣と協議して定める耐力度に達しないものとする。

(法第5条第1項の政令で定める事情)

第5条

法第5条第1項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が3学級以上増加することとなるものとする。

- 1 新築又は増築を行う年度の5月2日以降法第5条第1項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合
 - イ 国、地方公共団体又は都市基盤整備公団の建設する住宅
 - ロ 住宅金融公庫の融資により建設する住宅
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が建設を確実にであると認めた住宅
- 2 新築又は増築を行う年度の5月1日において当該学校の通学区域内に住所を有する者でその翌日以降法第5条第1項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の第1学年に入学することとなるものの数が、当該5月1日において当該学校に在学する者でその期間内に当該学校を卒業することとなるものの数を超える場合

(法第5条第2項の政令で定める新築又は増築)

第6条

法第5条第2項の政令で定める新築又は増築は、当該学校の統合(条例又はこれに基づく規則で定められたものに限る。)の予定日の属する年度及び当該年度前3年度内に行なわれるものとする。

(学級数に応ずる必要面積)

第7条

法第6条第1項前段の校舍に係る政令で定める面積は、小学校、中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。)又は中等教育学校等(法第3条第1項第2号の2に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。)にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

- 1 特殊学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等

当該学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積(多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に1.108(多目的教室のほかに少人数

授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、1.180）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に1.085（少人数授業用教室等を設ける場合には、1.105）を乗じて得た面積）

学校の種類：学級数：面積の計算方法

小学校

1 学級及び2 学級

769 平方メートル

+ 279 平方メートル× (学級数 - 1)

3 学級から5 学級まで

1,326 平方メートル

+ 381 平方メートル× (学級数 - 3)

6 学級から11 学級まで

2,468 平方メートル

+ 236 平方メートル× (学級数 - 6)

12 学級から17 学級まで

3,881 平方メートル

+ 187 平方メートル× (学級数 - 12)

18 学級以上

5,000 平方メートル

+ 173 平方メートル× (学級数 - 18)

中学校及び中等教育学校等

1 学級及び2 学級

848 平方メートル

+ 651 平方メートル× (学級数 - 1)

3 学級から5 学級まで

2,150 平方メートル

+ 344 平方メートル× (学級数 - 3)

6 学級から11 学級まで

3,181 平方メートル

+ 324 平方メートル× (学級数 - 6)

12 学級から17 学級まで

5,129 平方メートル

+ 160 平方メートル× (学級数 - 12)

18 学級以上

6,088 平方メートル

+ 217 平方メートル× (学級数 - 18)

- 2 特殊学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等
当該学校の学級数から特殊学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、168平方メートルに当該学校の特殊学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に1.108（少人数授業用教室等を設ける場合

には、1.180）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に1.085（少人数授業用教室等を設ける場合には、1.105）を乗じて得た面積）を加えた面積

- 2 法第6条第1項前段の校舎に係る政令で定める面積は、盲学校又は聾学校にあつては、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（傾斜路を設ける盲学校又は聾学校にあつては、当該面積に、170平方メートルに当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が3を超える場合には、3）を乗じて得た面積を加えた面積）とする。

学校の種類：学級数：面積の計算方法

盲学校の小学部及び中学部

1 学級から3 学級まで

1,862 平方メートル

4 学級から8 学級まで

2,105 平方メートル

+ 242 平方メートル× (学級数 - 4)

9 学級から17 学級まで

3,317 平方メートル

+ 170 平方メートル× (学級数 - 9)

18 学級以上

4,850 平方メートル

+ 134 平方メートル× (学級数 - 18)

聾学校の小学部及び中学部

1 学級から3 学級まで

1,616 平方メートル

4 学級から8 学級まで

1,869 平方メートル

+ 253 平方メートル× (学級数 - 4)

9 学級から17 学級まで

3,135 平方メートル

+ 170 平方メートル× (学級数 - 9)

18 学級以上

4,668 平方メートル

+ 134 平方メートル× (学級数 - 18)

- 3 法第6条第1項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。

学校の種類：学級数：面積

小学校

1 学級から10 学級まで

894 平方メートル

11 学級から15 学級まで

919 平方メートル

16 学級以上

1,215 平方メートル

中学校及び中等教育学校等

1 学級から 17 学級まで

1, 138 平方メートル

18 学級以上

1, 476 平方メートル

盲学校及び聾学校の小学部及び中学部

1 学級以上

932 平方メートル

4 法第6条第1項後段の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行なうべき補正は、1級積雪寒冷地域又は2級積雪寒冷地域にある学校の校舎又は屋内運動場について、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積を加えて行なうものとする。

5 前項の1級積雪寒冷地域及び2級積雪寒冷地域は、気温及び積雪量を基準として、文部科学大臣が定める。

(児童生徒1人当たりの基準面積)

第8条

法第6条第2項の政令で定める児童又は生徒1人当たりの面積は、小学校にあつては22.19平方メートル、中学校及び中等教育学校等にあつては31.31平方メートル、盲学校及び聾学校にあつては、第3項に規定するものを除き、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条第3項に規定する文部科学大臣が定める心身の故障を2以上併せ有する児童又は生徒(以下この条において「重複障害児童等」という。)以外の児童又は生徒をその寄宿舎に収容するものについては29.42平方メートル、重複障害児童等をその寄宿舎に収容するものについては34.36平方メートルとする。

2 法第6条第2項の規定に基づき小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校又は聾学校(次項に規定する盲学校及び聾学校を除く。)の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒の数とする。以下この項において同じ。)に応じて行なうべき補正は、次の表に掲げるところによる。

学校の種類：寄宿舎に収容する児童又は生徒の数

：補正の方法

小学校

1人から11人まで

5.81平方メートル－1平方メートル

／寄宿舎に収容する児童の数 増

12人から23人まで

6.81平方メートル－13平方メートル

／寄宿舎に収容する児童の数 増

24人から47人まで

301平方メートル／寄宿舎に収容する児童の数

－6.27平方メートル 増

48人－

49人以上

9.31平方メートル－447平方メートル

／寄宿舎に収容する児童の数 減

中学校及び中等教育学校等

1人から11人まで

5.86平方メートル－2平方メートル

／寄宿舎に収容する生徒の数 増

12人から23人まで

6.86平方メートル－14平方メートル

／寄宿舎に収容する生徒の数 増

24人から47人まで

301平方メートル／寄宿舎に収容する生徒の数

－6.27平方メートル 増

48人－

49人以上

9.35平方メートル－449平方メートル

／寄宿舎に収容する生の数 減

重複障害児童等以外の児童又は生徒をその寄宿舎に収容する盲学校及び聾学校の小学部及び中学部

1人から35人まで

31平方メートル

／寄宿舎に収容する児童又は生徒の数

＋4.10平方メートル 増

36人から71人まで

358平方メートル

／寄宿舎に収容する児童又は生徒の数

－4.98平方メートル 増

72人－

73人以上

4.95平方メートル－356平方メートル

／寄宿舎に収容する児童又は生徒の数 減

重複障害児童等をその寄宿舎に収容する盲学校及び聾学校の小学部及び中学部

1人から35人まで

80平方メートル

／寄宿舎に収容する児童又は生徒の数

＋4.05平方メートル 増

36人から71人まで

452平方メートル

／寄宿舎に収容する児童又は生徒の数

－6.28平方メートル 増

72人－

73人以上

6.28平方メートル－452平方メートル

／寄宿舎に収容する児童又は生徒の数 減

3 重複障害児童等以外の児童又は生徒及び重複障害児童等をその寄宿舎に収容する盲学校又は聾学校の寄宿舎に係る法第6条第2項の政令で定める児童又は生徒1人当たりの面積及び同項の規定に基づき当該学校の寄宿舎に収容す

る児童及び生徒の数に応じて行うべき補正については、第1項の規定による児童又は生徒1人当たりの面積及び前項の規定による補正を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

4 法第6条第2項の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行うべき補正については、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

(工事費の算定方法の特例)

第9条

法第8条第1項及び第2項の政令で定める特別の理由は、次に掲げるものとする

- 1 当該学校の学級数が増加することが明らかなこと。
- 2 前号に定めるもののほか、文部科学大臣が特に認めた理由

2 法第5条第1項又は法第5条の2第1項の規定によりこれらの項の文部科学大臣の定める日における当該学校の学級数を基礎として工事費を算定する場合においては、前項第1号に規定する学級数が増加することには、当該日後に学級数が増加することは含まないものとする。

3 法第8条第1項の政令で定める面積は、第7条の規定により算定した校舎又は屋内運動場に係る学級数に応ずる必要面積の0.2倍の面積以内において文部科学大臣が定める面積とする。

4 法第8条第2項の政令で定める面積は、法第5条第3項第2号に掲げる面積が同項第1号に掲げる面積をこえる面積を限度として、同号に掲げる面積の0.2倍の面積以内において文部科学大臣が定める面積とする。

5 法第8条第3項の規定に基づき鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関し保有面積について行うべき補正は、校舎又は寄宿舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.020を乗じて行うものとする。

6 法第8条第3項の規定に基づき鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関し1平方メートル当たりの建築の単価に乘ずべき面積について行うべき補正は、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分の面積について、これを1.020で除して行うものとする。

(事務費の工事費に対する割合)

第10条

法第9条の政令で定める割合は、100分の1とする。

(都道府県への事務費の交付)

第11条

法第10条の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に存する市町村が当該年度中に施行す

る法第3条第1項各号に規定する新築、増築又は改築に要する経費の総額、当該新築、増築又は改築を行う市町村の分布状況その他文部科学省令で定める事情を勘案して、文部科学大臣が交付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

(学校の適正規模に関する特例)

- 2 昭和33年3月31日以前において国庫補助金の交付を受けて公立の小学校又は中学校を統合するために校舎の新築又は増築を行った地方公共団体が、引き続き同年4月1日以降当該校舎の新築又は増築を行う場合においては、当該新築又は増築を行う学校の規模が第3条第1項各号に掲げる条件に適合しないときでも、これを同項同号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(児童生徒急増地域の指定基準等)

- 3 法附則第3項の規定により文部大臣が指定する地域は、児童の急増に係るものにあつては第1号、生徒の急増に係るものにあつては第2号の市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が第1号又は第2号に該当しない場合にあつては、当該指定都市の区。以下この項において同じ。）の区域とする。

- 1 指定を行う年度若しくはその前年度の5月1日における市町村の区域内の児童の数から当該日の3年前の日における当該市町村の区域内の児童の数を控除して得た数が300人以上で、かつ、当該控除して得た数を当該3年前の日における当該市町村の区域内の児童の数で除して得た割合が15パーセント以上、当該控除して得た数が500人以上で、かつ、当該控除して得た割合が10パーセント以上又は当該控除して得た数が1000人以上で、かつ、当該控除して得た割合が5パーセント以上である市町村
- 2 指定を行う年度若しくはその前年度の5月1日における市町村の区域内の生徒の数から当該日の3年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数を控除して得た数が150人以上で、かつ、当該控除して得た数を当該3年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数で除して得た割合が15パーセント以上、当該控除して得た数が250人以上で、かつ、当該控除して得た割合が10パーセント以上又は当該控除して得た数が500人以上で、かつ、当該控除して得た割合が

5 パーセント以上である市町村

4 文部大臣は、前項の規定により地域を指定したときは、すみやかにその旨を官報で告示しなければならない。

(法附則第3項の政令で定める市町村)

5 法附則第3項の政令で定める市町村は、次に掲げる市町村とする。

1 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が1.00を超える市町村（指定都市を除く。）

2 指定都市

(文部省令への委任)

6 前3項に定めるもののほか、法附則第3項の規定の適用に関し必要な事項は、文部省令で定める。

* 条・項・号を表す数字の表記については、原則として、すべて算用数字とした。